

## 6 コミュニティ福祉学部専門教育科目追試験施行細則

施行 1998 年 4 月 1 日  
 改正 2001 年 3 月 6 日  
 改正 2003 年 2 月 7 日  
 改正 2006 年 1 月 27 日  
 改正 2007 年 2 月 24 日  
 改正 2011 年 2 月 22 日  
 改正 2017 年 4 月 1 日  
 改正 2018 年 4 月 1 日  
 改正 2022 年 4 月 1 日  
 改正 2024 年 4 月 1 日

(受験資格)

第 1 条 追試験を受験できる者は、定期試験を別表「追試験受験申請書添付書類」に記載されている事由で、受験できなかった者に限る。

第 2 条 削除

第 3 条 削除

第 4 条 削除

(1) 削除

(2) 削除

付則 削除

〈別表：追試験受験申請書添付書類〉

|     | 試験欠席事由   | 添付すべき証明書類<br>事由によっては、立教大学が記入用紙を作成する<br>場合がある |
|-----|--|--|
| (1) | <コミュニティ福祉学部専門教育科目以外><br>入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等<br>の一時的な疾病は含まない）ただし、必修科目、<br>先修科目については欄外*を参照<br><コミュニティ福祉学部専門教育科目><br>入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等<br>の一時的な疾病は含まない）** | 入院先機関の発行する入院証明書注 1)                          |
| (2) | インフルエンザ，麻しん等，学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の定める学校感染症（学   | 医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された「診断書」注 3），又は医療機関が   |

|      |   |  |
|------|---|--|
|      | 校において予防すべき感染症)の罹患による登校不能注2)                             | 記載した大学所定の書式である「治癒証明書」注4)   |
| (3)  | 忌引(保証人、配偶者及び3親等以内の血族または姻族に限る)(法事は含まない)注5)               | 本人と保証人の署名・捺印のある書類(様式は自由、本人との続柄を明記)及びその事実を明らかにするもの(死亡に関する公的証明書もしくは会葬礼状等)                      |
| (4)  | 交通機関の30分以上の遅延   | 交通機関発行の遅延証明書   |
| (5)  | 重大な災害による登校不能  | 官公庁発行の被災証明書  |
| (6)  | 学校・社会教育講座の各種実習・体験等                                      | 実習・体験期間証明書注6)  |
| (7)  | 就職試験(就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー、複数企業の合同説明会、OB・OG訪問等は含まない) | 本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書(就職試験の場所、日時を明記、社印が押印されていること)  |
| (8)  | 他大学大学院入学試験  | 受験票のコピー  |
| (9)  | 日本代表としてのスポーツ公式競技への参加                                    | 派遣元団体が大学に宛てた公文書  |
| (10) | 裁判員選任手続期日における裁判所への出頭、又は裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭           | 裁判員選任手続期日における裁判所への出頭の場合、出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ(呼出状)」,裁判員に選任された場合、裁判員職務従事期間についての「証明書」 |
| (11) | 上記各事項に準ずる事由注7)  |  |

\*必修科目、先修科目については、医師の診断書がある病気・けがによる登校不能についても欠席事由とする。

先修科目とは、ある科目を履修するための条件として、先立って単位を修得しておくことが必要な科目をいう。具体的には、科目設置学科等の規定を参照すること。

\* \* 医師の診断書がある病気怪我による登校不能を含む。

注1) 上記(1)の場合の入院証明書・医師の診断書は、試験を欠席した日の入院・病気・けがを証明する内容であること。

注2) 上記(2)に該当した場合には、速やかに所属キャンパスの教務窓口連絡し指示を受けること。なお、罹患中に試験を受験した場合には、その試験は無効となる。

注3) 上記(2)に該当した場合の医師の診断書において、罹患時と治癒時の受診医療機関が異なった場合は、治癒時の医療機関において「罹患期間についての証明」が受けられない場合があるので注意が必要である。受診医療機関を変更する場合は、罹患時に受診した医療機関が発行する「罹患日記載がある『診断書』」を必ず取得しておくこと。こうすることにより、罹患時に取得した「診断書」と治癒時に受診した医療機関が発行する『治癒日と登校可能日の記載がある

「診断書』の2種類をもって「罹患期間についての証明」とすることが可能となる

注4) 上記(2)に該当した場合の「治癒証明書」の書式は、SPIRIT 教務部ページからダウンロードすること。

注5) 3親等以内の血族または姻族とは次を指す。

血族—父母・子， 祖父母・兄弟姉妹・孫， 曾祖父母・伯叔父母・甥姪・曾孫

姻族— 配偶者の父母・子の配偶者・配偶者の子（配偶者の前婚における子など）， 配偶者の祖父母・配偶者の兄弟， 姉妹・孫の 配偶者・配偶者の孫（配偶者の前婚における孫など）・兄弟姉妹の配偶者， 配偶者の曾祖父母・配偶者の伯叔父母・配偶者の甥姪・曾孫の配偶者・配偶者の曾孫（配偶者の前婚における曾孫など）・甥姪の配偶者・伯叔父母の配偶者

注 6) 学校・社会教育講座事務室にて発行手続きを行うこと。

注 7) 原則として，事前の届出に対して審査を行うので，所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせのこと。